

平成21年度 地域政策総合補助金の制度概要

【目的】

地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組まれる各種事業に対し、配当された予算の範囲内で、支庁が補助金を交付する。

1 体系と事業の概要

予算区分	要綱区分	対象事業	補助率	対象者	上限額	下限額
一般枠	支庁毎に要綱作成	H ①社会福祉施設 ②教育文化施設 ③ｽﾎﾟｰﾂ・観光施設 ④産業振興施設 ⑤合併市町村等	1/2 以内	<ハード・ソフト共通> ①市町村 ②一部事務組合 ③広域連合 <ソフトのみ> ④支庁長が認める団体	1億円 (広域、合併2億円)	500万円
		S ①イベント ②広報普及事業 ③人材育成事業 ④調査研究事業 ⑤合併市町村等				
	福祉振興・介護 保険基盤整備 事業	H S ①介護保険基盤整備 ②高齢者・障害者福祉 関連等		①市町村(政令・中 核市除く) ②一部事務組合 ③広域連合	補助メニュー毎の基準 額の2分の1	算出された補助額の合計 50万円
	地域産業基盤 整備事業	H ①小規模土地改良 ②小規模林道整備 ③小規模治山 ④船揚場整備		事業区分毎に規定 ①市町村 ②土地改良区 ③農協 ④森林組合	事業区分により 100万円～設定なし	事業区分により 10万円～500万円
特定課題枠	特定課題事業	H ①道の重要施策の推 進事業 ②大規模災害等復興 計画事業	1億円 (広域事業2億円)	①市町村 ②一部事務組合 ③広域連合	1千万円 (災害復興500万円)	
		S ①～③同上 ④知事が認める団体		2千万円		500万円
地域対策 懸案枠	地域懸案対策 特別事業	H (例示) 流木処理対策事業	100万円	①市町村 ②一部事務組合 ③広域連合 ④複数市町村の協議会	なし	

※H：ハード系事業、S：ソフト系事業

2 予算規模

H21当初 31億6千万円(一般分 29億8千万円、特定課題 1億3千万円、地域懸案 5千万円)
H20当初 28億9千万円(一般分 25億8千万円、特定課題 2億円、地域懸案 5千万円)
※H20は福祉灯油等の対応のため、増額補正を行い、最終的な予算額は30億3千万円。

3 対象とする事業例(一般分)

別表のとおり

4 対象外とする事業例(一般分)

(1) ハード系事業

- ① 国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業
- ② 地方財政法施行令第37条に規定する事業等独立採算を原則とする事業
- ③ 公共用地先行取得事業
- ④ 維持補修事業
- ⑤ 他の団体等に補助する事業
- ⑥ 庁舎等の公用施設や普通財産の整備事業
- ⑦ その他支庁長が不適当と認める事業

(2) ソフト系事業

- ① 国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業
- ② 地方財政法施行令第37条に規定する事業等独立採算を原則とする事業
- ③ 専ら団体構成員のみを対象とする事業
- ④ 事業主体の経費負担のない事業
- ⑤ 専ら事業主体の維持運営を目的とする事業
- ⑥ 他の団体等に補助する事業
- ⑦ 営利を目的とする事業
- ⑧ 施設の維持管理を目的とする事業
- ⑨ 生活の維持に係る経費に対する個人への助成や個人の負担軽減を目的とする事業
- ⑩ その他支庁長が不適当と認める事業

5 対象外とする経費例(一般分)

(1) ハード系事業

- ① 事務費、調査費及び設計監督費
- ② 撤去費
- ③ 造成費(整地費を含む。)及び用地取得費
- ④ 備品購入費
- ⑤ その他支庁長が不適当と認める経費

(2) ソフト系事業

- ① 賃金(事務補助に係るもの)及び職員費
- ② 食糧費
- ③ 備品購入費
- ④ 用地取得費
- ⑤ 工事請負費

(別表)

「地域政策総合補助金」(一般分) 補助対象事業例

I ハード系事業

区 分	対 象 事 業
1 社会福祉事業	アイウ (※ 高齢者福祉施設整備事業、障害者福祉施設整備事業、婦人又は児童福祉施設整備事業、福祉振興・介護事業及び老人保健施設整備事業を要綱で対象とする事業を除く。)
2 教育文化振興事業	アイウエ (※ 社会教育施設整備事業、文化振興施設整備事業、青少年健全育成施設整備事業、文化財保存整備事業・埋蔵文化財緊急発掘調査事業、幼稚園整備事業、義務教育施設整備事業及び高等学校(寄宿舎を含む。)等整備事業を除く。)
3 生活環境整備事業	アイウエオ (※ 市街地住環境施設整備事業、消防・防災施設整備事業、コミュニティ施設整備事業、簡易水道等施設整備事業、テレビ難視聴解消施設整備事業、道路(橋梁を含む。)整備事業、産業廃棄物処理施設整備事業及び病院等整備事業を除く。)
4 スポーツ施設整備事業	アイウ 屋内スポーツ施設整備事業、屋外スポーツ施設整備事業、総合体育館整備事業
5 観光レクリエーション振興事業	アイウ 観光レクリエーション施設整備事業、観光基盤施設整備事業、道立自然公園施設整備事業
6 産業振興施設整備事業	アイウエオカ 物産館整備事業、工場・研究施設整備事業、地場産品加工・研究施設整備事業、農業振興設備等整備事業、漁業振興設備等整備事業、間伐材利用施設整備事業、産業活性化支援施設整備事業
7 港湾利用促進施設整備事業	アイウ 国際化推進施設整備事業、港湾観光支援施設整備事業、海洋性スポーツ振興施設整備事業
8 新エネルギー等開発利用施設整備事業	ア 新エネルギー等開発利用施設整備事業
9 合併市町村まちづくり推進事業	ア 合併市町村まちづくり推進事業
10 地域重点プロジェクト推進事業	ア 地域重点プロジェクト推進事業

II ソフト系事業

区 分	対 象 事 業
1 地域福祉推進事業	アイウエオカ イベント開催事業、広報普及事業、人材育成事業、調査研究事業、計画策定事業(事業主体が市町村の場合には、複数の市町村が共同で実施する事業に限る。)、支庁長が特に必要と認める事業
2 地域文化・スポーツ振興事業	
3 地域情報化推進事業	
4 地域国際化推進事業	
5 地域景観形成事業	
6 地域環境保全・創造事業	
7 地域間交流・連携事業	
8 移住促進事業	
9 地域特産品奨励事業	
10 農林水産業の振興に関する事業	
11 商工観光業の振興に関する事業	
12 地域雇用対策に関する事業	
13 市町村広域行政に関する事業	
14 省エネルギー・新エネルギー促進事業	
15 新産業創造事業	
16 合併市町村まちづくり推進事業	
17 地域重点プロジェクト推進事業	